

中国税務速報

2020年1月20日

●1. 中華人民共和國國務院令 中華人民共和國外商投資法實施條例

國務院第74回常務會議において『中華人民共和國外商投資法實施條例』が採択され、2020年1月1日より実施されることとなりました。本条例は外商投資企業が中国で公正な競争を行う環境を整理するとともに、外貨入金・送金の利益、知的財産権の保護及び契約書履行の保障を行うものです。主な内容は以下の通りです。

第二十二條によれば、外国投資家の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用許諾権、法により取得した補償又は賠償、清算所得などについては、法により人民元又は外貨で自由に国外から送金を受け取り、及び国外へ送金することができ、いかなる単位及び個人も、通貨種類、金額及び送金の頻度などに対し違法に制限を行うことはできないこととされています。

第二十三條によれば、国は知的財産権の権利侵害に係る懲罰的賠償制度を確立し、知的財産権について迅速な協同保護体制の確立を推し進め、知的財産権紛争の多元的な解決体制及び知的財産権の権利保護についての援助体制を健全化し、外国投資家及び外商投資企業の知的財産権に対しその保護の度合いを強めるものとしています。

第二十八條によれば、地方の各級人民政府及びその関係部門は、外国投資家及び外商投資企業に対して法律に基づいて行った政策承諾および法律に基づいて締結した各種契約を履行しなければならず、行政区の調整、政府の交代、機構または職能の調整および関連責任者の更迭などを理由にして契約を破棄することはできないものとされています。

2020年1月1日前に制定された外国人投資に関する規定と外国人投資法および本条例とが一致しないものについては、外国人投資法および本条例の規定に準じます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm

●2. 国家市場監督管理総局 国家外為管理局 商務部 2019年外国投資情報報告の年度報告に関する公告

外商投資の戦略企画を促進し、『外商投資法』円滑な施行を保障し、外商投資情報報告制度を着実に実行するために、国家市場監督管理総局、国家外為管理局、商務部は共同で『2019年外国投資情報報告の年度報告に関する公告』を公布しました。

主な内容は以下の通りです。

2019年12月31日までに中国国内において法律により設立し、登録された外商投資企業は、2020年1月1日から6月30日までの間に、国家企業信用情報公示システム（ウェブサイト：www.gsxt.gov.cn）に登録し、年度報告書を申告する必要があります。関連するデータと情報は、国家市場監督管理総局、国家外為管理局、商務部の間で共有されます。2020年1月1日以降設立された外商投資企業は、翌年度から年次報告書を送付することになります。年次報告書の内容は（商務部公告2019年第62号）《外国投資情報報告に関する関連事項の公告》を参照ください。

外商投資企業は国家企業信用情報公示システムで年度報告の申告が完成した日から7日後に、外商投資企業投資情報報告システムにアクセスし、商務部における年度報告書のステータスを検索することが出来ます。

本公告は2020年1月1日より施行されます。

<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/n/202001/20200102927881.shtml>

●3. 税関総局 『外商投資企業の認可証書』を再審査しないことに関する公告

中国が外商投資企業に対し認可証書を発行してから、1982年以來すでに20数年になります。現在、手続を簡素化し、『外商投資法』及び『外商投資法実施条例』の実施を保証するため、商務主管部門は2020年1月1日より『外国投資企業の認可証書』を発行しないこととしました。そのため外商投資輸出入貨物受取人が、入出国速達便代理通関業務の申請や、税関に登録抹消手続を行う際、税関による『外商投資企業の認可証書』の承認を受ける必要はなくなることとなりました。

本公告は2020年1月1日より施行されます

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/2807692/index.html>

●4. 国家税務総局 2019年度総合所得の個人所得税確定申告に関する公告

納税者の合法的權益を適切に保護し、納税者が新たな税制実施後初めての個人所得税総合所得による個人所得税の納税を順調に完了することを確保するため(以下、単に「年度確定申告」といいます)、2019年12月31日、国家税務総局は《2019年度総合所得の個人所得税確定申告に関する公告》を公布しました。その主要な内容は以下の通りです。

2019年度が終了した後、は2019年1月1日から12月31日までに取得した居住者個人(以下「納税者」と略称します。)は2019年1月1日から12月31日までの1年間に生じた賃金・給与、労務報酬、原稿料、特許権使用料など四つの収入を総合し、6万元の基礎控除および特定項目控除、特定項目付加控除、法律に基づいて確定したその他の控除および条件に適合する公益慈善事業への寄付金による控除を行った後の金額に対し、総合所得個人所得税の税率を適用し、納税額を計算します。また2019年度の源泉所得税額をマイナスし、当年度の還付または追加税額を計算のうえ、税務機関に申告して税金還付または追徴を受けることとなります。

2019年度の源泉所得税額が年間の納税額より大きく、かつ還付を申請する場合、および2019年度の総合所得による収入が12万元を超え、かつ追加納付すべき税額が400元を超える納税者は、年度確定申告を行う必要があります。

確定申告において追加納付する必要があるが、年間総合所得が12万元未満である場合や、確定申告において追加納付すべき税額が400元に満たない場合、源泉徴収税額と年度確定税額が一致している場合、若しくは税金還付の申請を行わない場合には、年度確定申告を行う必要はありません。

納税者は、2020年3月1日から6月30日までの間に、自らまたは源泉徴収義務者を通じ、税務専門機関に委託して2019年の申告を行うことができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5142065/content.html>

●5. 国務院関税税則委員会《中華人民共和国輸出入税則(2020)》に関する公告

《中華人民共和国輸出入税則》は《輸入品関税条例》の一部であり、国の関税政策及び関連する国際協定で確定した輸出入関税の税目、税率および分類規則は、税関が関税を徴収する根拠となります。2019年12月26日、国務院関税税則委員会は《中華人民共和国輸出入税則(2020)》を公布しました(以下は2020版と略称します)。主な内容は以下の通りです。

2020版の《税則》輸出入税目は2019版の税則は同じであり、調整はされていません。2020版最恵国待遇に基づく関税率、輸入暫定税率、協定税率および優遇税率は、2019版の《税則》に基づき、《国務院関税税則委員会による輸入暫定税率等調整方案の通知》(税委会〔2019〕50号)により、調整がなされています。2020版の《税則》のなかですでに公布された税目及び税率を除いて、法律、行

政法規などが輸出入関税の税目及び税率に対する調整を他で規定する場合には、当該法律規定及び行政法規に従って実施されることとなります。

2020 版《税則》は 2020 年 1 月 1 日から施行されます。引き続き関税政策の透明性を維持し、公衆に更に多くの便益を提供することが期待されるとともに、ビジネス環境を継続的に最適化し、貿易環境のさらなる発展を推進することが期待されます。

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-12/30/content_5465197.htm